

北海道社会貢献賞（地域活動推進功労者）表彰事務取扱要領

平成18年(2006年)6月9日環境生活部長決定

1 趣 旨

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に定める社会貢献賞のうち、同規則に基づく北海道表彰事務取扱要領（平成10年（1998年）4月1日人事第40号総務部長通達）の別表第1「表彰の対象」中「地域活動推進功労者」の表彰の取扱いについては、同規則、同事務取扱要領及び北海道知事表彰環境生活部関係事務取扱要領（平成18年（2006年）1月24日環総第1577号環境生活部長通達）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 表彰の対象

表彰の対象は、地域の住民がその連帯性を高め、日常生活をより明るく、住みよい環境にするため、住民運動又はボランティア活動等自主的な運動を実践し、住民意識の高揚につとめ、豊かな地域社会づくりに顕著な業績のある個人又は団体であって、次に掲げる区分に応じ、それぞれの基準に該当する者とする。

(1) 住民運動実践功労者

「緑と花いっぱい運動」、「省資源・省エネルギー運動」「暴力追放運動」等自主的な運動を実践し、明るく豊かな活力ある地域社会づくりをめざす運動を10年以上行っている団体、グループ及び個人であること。

(2) ボランティア活動実践者

おおむね次の各号のいずれかに該当する活動を自発的にボランティアとして5年以上行っている団体、グループ及び個人であること。

ただし、制度的なボランティア（民生委員、保護司その他各種制度上の相談員、指導員等）は除くものとする。

ア　社会福祉施設等に対する慰問及び環境整備などを定期的に行っていること。なお、この場合における定期的とは、1年を通じおおむね継続的に毎月又は隔月にわたり、一定時間計画的に活動することをいう（以下本要領において同じ。）。

イ　校区、町内会などの地域でスポーツ、文化活動など社会教育活動の指導、援助及び公共施設等の清掃並びに交通安全

- 全奉仕などを行っていること。
- ウ 寝たきりや独居老人、在宅の心身障害者などの援護を定期的に行っていること
- エ 災害、公害などによる被災者の援助、救助などを行っていること
- オ 上記アないしエ以外の分野において自発的に活動していること

3 表彰候補者の推薦

表彰は、第三者又は市町村長の推薦に基づいて行う。

- (1) 表彰候補者を推薦しようとする者は、別記第1号様式により市町村長に推薦する。
- (2) 市町村長は、前項の推薦があったとき、又は表彰を受けることが適當と認められる者のあるときは、別記第2号様式により環境生活部長に推薦するものとする。
- (3) 推薦に当たり、考慮すべき事績の経過年数は、活動を開始した日から前年度末までとする。
- (4) 選考に当たっての基準は別に定める。

4 受賞者の決定及び通知

受賞者を決定した際は、これを公表するほか、推薦者を経て本人に通知する。

5 表彰状等の授与の方法、期日及び場所

表彰状の授与は知事が行うものとし、期日及び場所は別に定める。

附則(平成18年(2006年)6月9日道文第755号)

この要領は、平成18年(2006年)6月9日から施行する。

附則(平成20年(2008年)5月26日道文第502号)

この要領は、平成20年(2008年)5月26日から施行する。

附則(平成22年(2010年)6月21日道文第616号)

この要領は、平成22年(2010年)6月21日から施行する。

附則(平成25年(2013年)7月23日道生第921号)

この要領は、平成25年(2013年)7月23日から施行する。

附則(令和2年(2020年)5月27日道生第314号)

この要領は、令和2年(2020年)5月27日から施行する。

附則(令和3年(2021年)3月11日道生第2343号)

この要領は、令和3年(2021年)3月11日から施行する。